

1 ①高病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

農 業 者		
区 分	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外 (全国)
家伝法での支援 融資 (利率は H28.12.19 改定予定 のもの)	発生農家 ○殺処分家畜等に対する手当金 (患者：家畜の評価額の1/3) (疑似患者：家畜の評価額の4/5) ○殺処分家畜等に対する特別手当金 (患者：家畜の評価額の2/3) (疑似患者：家畜の評価額の1/5) ○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金 (1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施) (・ 国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)	移動制限・搬出制限区域内 ○農家に対する助成措置 (売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成) (・ 国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)
	○家畜疾病経営維持資金のうち 経営再開資金 (・ 貸付対象：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開継続又は維持に必要な経費) (・ 貸付限度額：個人2千万円 法人8千万円 ・償還期限：5年(据置2年) ・貸付利率：0.800%)	○家畜疾病経営維持資金のうち 経営継続資金 (・ 貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：3年(据置1年) ・貸付利率：0.800%)
	○都道府県農業信用基金協会の弁済金に対する助成	
	○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産専業) (・ 貸付対象：経営の維持安定に必要な資金 ・ 貸付限度額：経営費の3か月分又は600万円 ・ 償還期限：10年以内(据置3年以内) ・ 貸付利率：0.16%)	

1 ②家畜防疫互助事業加入者の場合

区分	農業者																						
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内 移動制限・搬出制限区域外(全国)																					
<p>家畜防疫互助基金支援助事業</p> <p>○新たに鶏及びうずらを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。</p> <p>上限単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>家族型</th> <th>企業型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採卵鶏(成鶏)</td> <td>690円/羽</td> <td>860円/羽</td> </tr> <tr> <td>“(育成)</td> <td>320円/羽</td> <td>400円/羽</td> </tr> <tr> <td>肉用鶏</td> <td>20円/羽</td> <td>30円/羽</td> </tr> <tr> <td>種鶏(成鶏)</td> <td>930円/羽</td> <td>1,190円/羽</td> </tr> <tr> <td>“(育成)</td> <td>430円/羽</td> <td>550円/羽</td> </tr> <tr> <td>うずら</td> <td colspan="2">200円/羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>企業型：常時雇用する従業員（事業主と生計を一にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入可能。 家族型：企業型の加入条件に該当しない者。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能）</p> <p>○殺処分した鶏及びうずらを焼・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。</p> <p>上限単価：鶏、うずらともに80円/羽</p>		家族型	企業型	採卵鶏(成鶏)	690円/羽	860円/羽	“(育成)	320円/羽	400円/羽	肉用鶏	20円/羽	30円/羽	種鶏(成鶏)	930円/羽	1,190円/羽	“(育成)	430円/羽	550円/羽	うずら	200円/羽			
	家族型	企業型																					
採卵鶏(成鶏)	690円/羽	860円/羽																					
“(育成)	320円/羽	400円/羽																					
肉用鶏	20円/羽	30円/羽																					
種鶏(成鶏)	930円/羽	1,190円/羽																					
“(育成)	430円/羽	550円/羽																					
うずら	200円/羽																						

2①患畜処理手当等交付金（継続）

【923（923）百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患のまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫、平成26年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ等については、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾患が発生しており、これらの疾患の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患のまん延防止

<内容>

1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

- | | |
|-----------|-----------------|
| 2. 交付先 | 家畜等の所有者 |
| 3. 交付率 | 10/10、1/2（法律補助） |
| 4. 事業実施期間 | 昭和19年度～ |

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

2 ② 家畜伝染病予防費の概要

該当条文	内容	負担率等	交付先
<p>1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金) 動物又は物品の所有者に対する 手当金等の交付</p>	<p>(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜(死亡畜又は死流産胎児)に対する手当金 (5) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金(腐蛆病等) (6) 焼却した患畜に対する特別手当金 (7) 殺処分した疑似患畜に対する特別手当金 (8) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金</p>	<p>評価額の1/3 (上限額あり) 評価額の4/5 (上限額あり) 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5</p>	個人 (所有者)
<p>2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者 者に対する焼却埋却費の交付</p>	<p>(1) 殺処分した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (2) 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用</p>	1/2 1/2	個人 (所有者)
<p>3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を 執行するのに必要な費用の 負担</p>	<p>(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4)以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費又は賃借料 (7) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (8) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (9) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (10) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担</p>	10/10 (寄生虫病予防は1/2) 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10 (寄生虫病予防は1/2) 1/2 1/2 1/2 (指定家畜は10/10) 1/2	都道府県
<p>4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に対す る補償金の交付</p>	<p>(1) 殺処分した指定家畜に対する補償金 (2) 指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (3) 指定家畜の飼料費その他の飼養に要した費用</p>	評価額の10/10 10/10 10/10	個人 (所有者)

3 ①家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営においてTSE（BSE、スクレイピー等）、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金

・広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった者

③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（利率は平成28年12月19日改定予定のもの）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	(一般) 個人 2,000万円 法人 8,000万円 (特認:口蹄疫特例) 飼養頭数等を勘案して経営体毎に貸付額を判断	(1頭当たり,100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育用牛13万円、繁殖用雌牛65千円、肥育豚13千円、繁殖豚26千円、家きん52千円、繁殖用めん羊及び山羊13千円	(100羽当たり) 家きん52千円
償還期限 ：うち据置期間	5年以内 ----- 2年以内	3年以内 ----- 1年以内	
貸付利率	0.800%以内		0.800%以内
利子補給率	0.800%		0.6464%

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

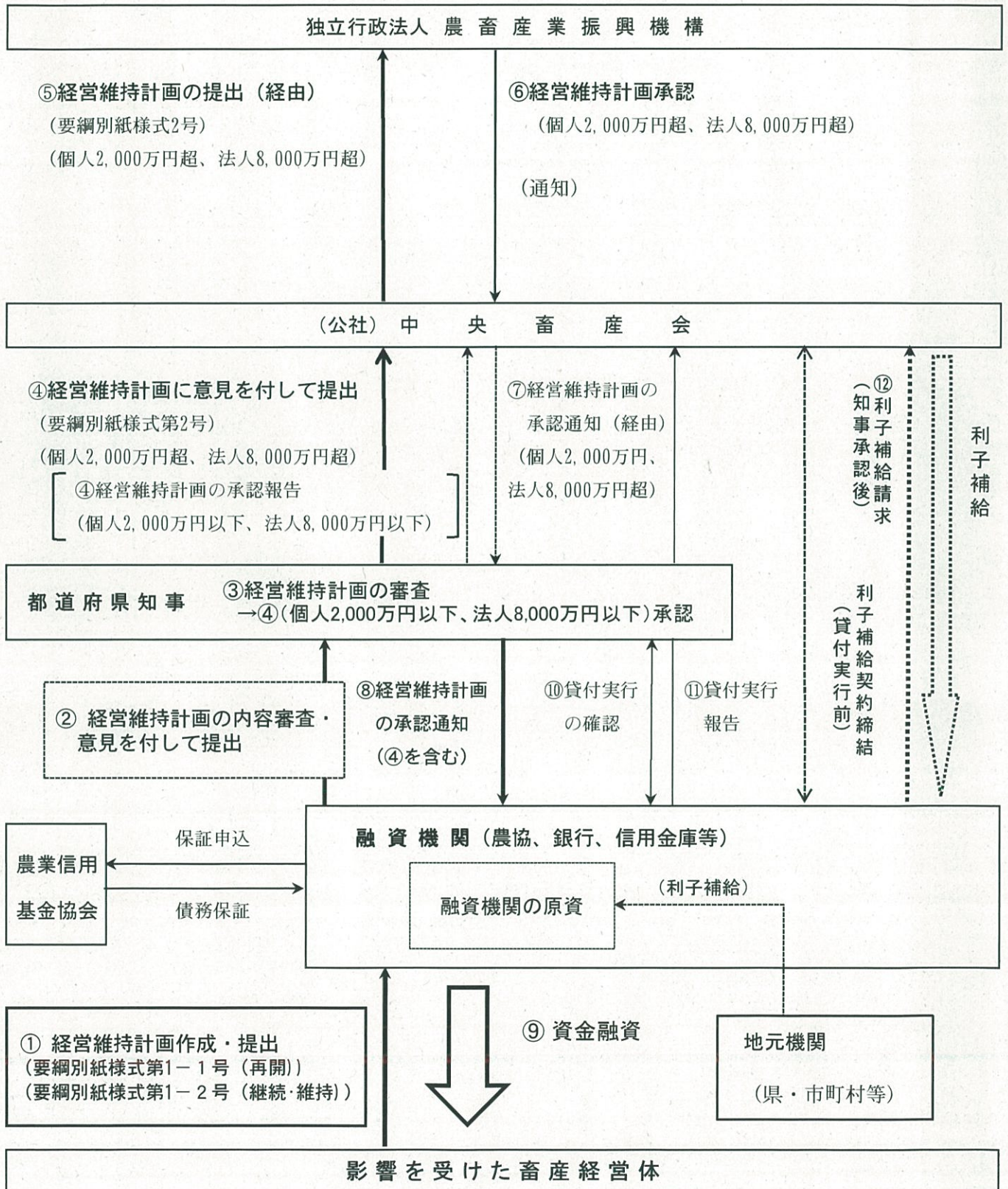
5 融資枠（平成24～28年度） 50億円

〔担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4893
担当者：伊藤、福留〕

3②家畜疾病経営維持資金融通事業事務フロー図

(経営継続・維持、再開資金)

(注)経営継続・維持資金は、個人2,000万円超、法人8,000万円超が機構理事長承認



4① 畜産経営維持安定特別対策事業

1 趣旨

家畜疾病、飼料費高騰等広範囲に影響を与える事態の発生により経済的に影響を受けた畜産経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通を図るため、農業信用保証保険制度における機関保証を支援し、もって我が国畜産経営の安定に資する。

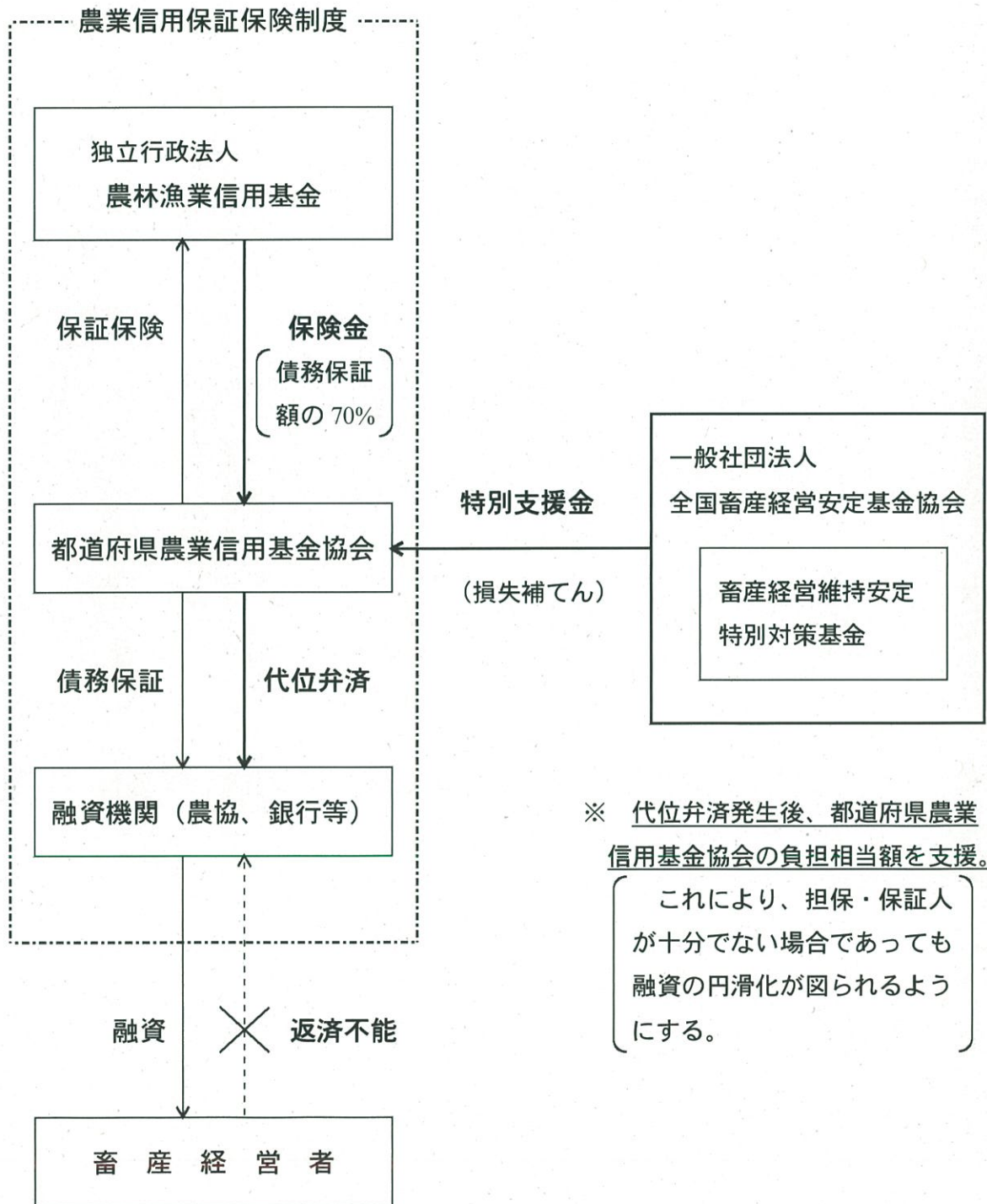
2 事業内容

- (1) 対象資金
- ① 大家畜経営維持資金
 - ② B S E 対応畜産経営安定資金
 - ③ 大家畜経営改善償還推進資金
 - ④ 家畜疾病経営維持資金**
 - ⑤ 家畜飼料特別支援資金
- (2) 融資機関 農協、銀行、信用金庫等
- (3) 保証機関 都道府県農業信用基金協会
- (4) 支援内容 代位弁済発生後、都道府県農業信用基金協会を支援する。

3 事業実施主体 (一社) 全国畜産経営安定基金協会

4②

畜産経営維持安定特別対策事業による農業信用基金協会に対する支援



5 農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの)
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 集落営農組織
- (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

(3) 借入金利：0.16% (平成28年12月19日改定予定)

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
- 沖縄公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの信用農協連合会 など

万一の「高病原性鳥インフルエンザ」及び
「低病原性鳥インフルエンザ」の発生に備えて

家畜防疫互助事業 に参加を！

この事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持、継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに、国（（独）農畜産業振興機構）が補助する事業です。

● 養鶏・養鶉農家の皆様へ ●



早めに入って経営に安心を!!

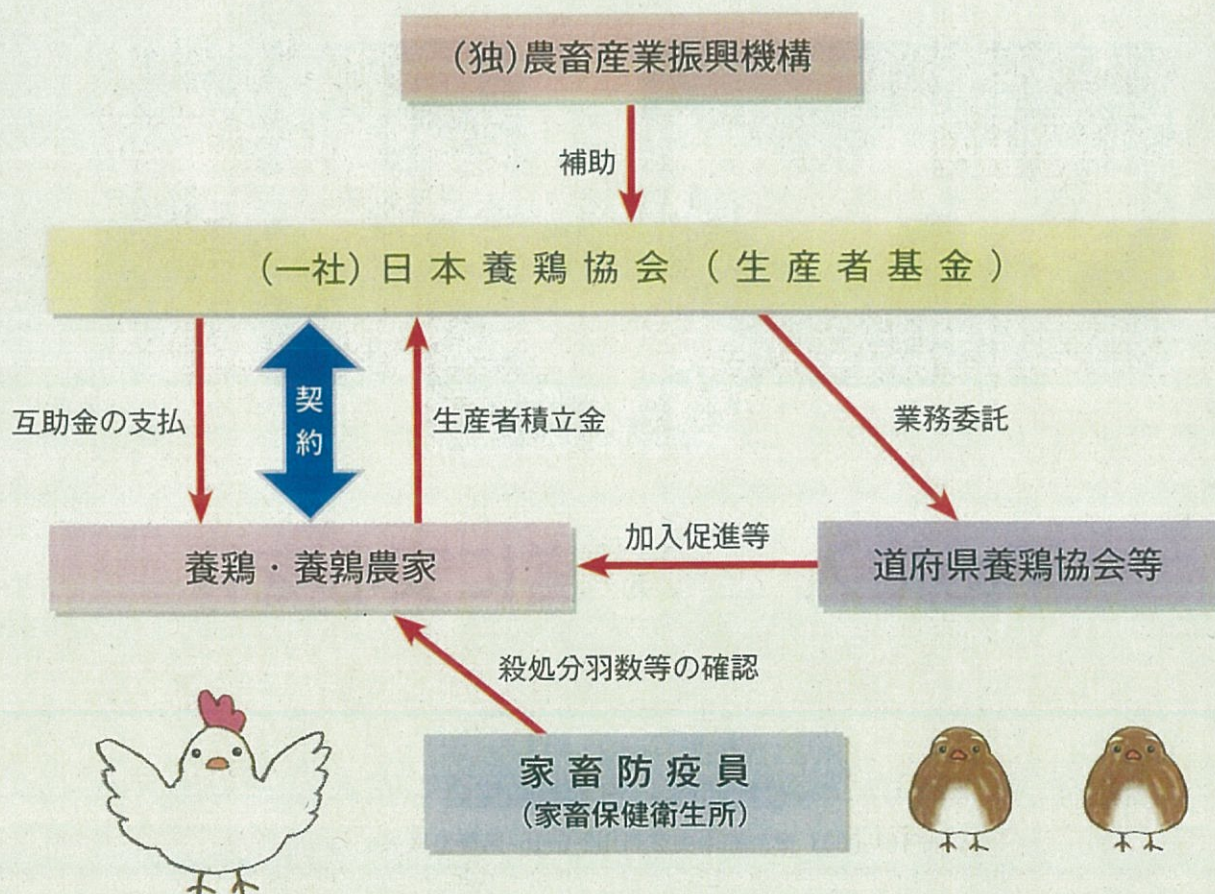
一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
TEL (03) 3297-5515 FAX (03) 3297-5519

事業のポイント

- 鶏やうずらを飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。
ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- 対象となる家きんの家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、「高病原性鳥インフルエンザ等」）です。
- 事業実施期間は平成27年度～29年度までの3年間です。

高病原性鳥インフルエンザ等に係る家畜防疫互助事業の仕組み



生産者積立金の単価

国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえ想定発生規模を見直して単価を改定しました。

鶏 (家族型)	採卵鶏 (成鶏)	1羽当たり	4.5円
	採卵鶏 (育成鶏)	1羽当たり	2.0円
	肉用鶏	1羽当たり	0.1円
	種鶏 (成鶏)	1羽当たり	5.5円
	種鶏 (育成鶏)	1羽当たり	2.5円
鶏 (企業型)	採卵鶏 (成鶏)	1羽当たり	5.5円
	採卵鶏 (育成鶏)	1羽当たり	2.5円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種鶏 (成鶏)	1羽当たり	7.5円
	種鶏 (育成鶏)	1羽当たり	3.5円
うずら		5羽当たり	5.0円

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

鶏の企業型について

- 企業型については、伝染病発生時でも雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- 企業型については、常時雇用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が、1人以上の事業主又は会社が加入できます。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 企業型互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。（交付時の雇用実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付されます。）
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができます。

生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金を使用した場合は、追加負担割合（(独)農畜産業振興機構理事長が別に定めます。）に基づく額の納付が必要となる場合があります。

契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、事業実施期間（平成27年～29年度）における契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で契約してください。（複数の農場で飼養している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載してください。）
- 契約羽数は、毎年度見直しを行うことができます。（ただし、契約羽数を減らしてもその分の生産者積立金は3年間の事業終了後の残額確定時まで返還されません。）

契約の効力

- 契約の効力は、交付契約を締結し、生産者積立金を納付した日から生じ、平成30年3月31日まで継続されます。

生産者積立金の納税時の取扱い

- （一社）日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理してください。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の発生により、互助金交付のために生産者積立金が取り崩されたときには、取り崩された金額をお知らせしますので、その金額を経費として処理してください。

互助金の種類とその単価

経営支援互助金

法に基づき殺処分された鶏・うずらを飼養していた農場に新たに鶏・うずらを導入したときに交付されます。

焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏・うずらを焼却・埋却等し、その経費を自らが負担したときに交付されます。

（互助金の種類と一羽当りの上限単価は次のとおりです。）

		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏 (家族型)	採卵鶏(成鶏)	690円	80円
	採卵鶏(育成鶏)	320円	
	肉用鶏	20円	
	種鶏(成鶏)	930円	
	種鶏(育成鶏)	430円	
鶏 (企業型)	採卵鶏(成鶏)	860円	
	採卵鶏(育成鶏)	400円	
	肉用鶏	30円	
	種鶏(成鶏)	1,190円	
	種鶏(育成鶏)	550円	
うずら		200円	

（成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下）

互助金の交付

- 経営支援互助金は、鶏・うずらの種類ごとに空舎期間等の実態に応じて、交付単価を上限として支払われます。契約羽数を上限として、殺処分羽数又は新規導入羽数（導入計画等に基づき新たに導入されると確実に見込まれる羽数を含む。）のうち、いずれか少ない羽数を対象に支払われます。交付決定に当たっては、導入計画等について認定委員会で審査し、導入後に実地確認を行います。
- 焼却・埋却等互助金は、80円を交付上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われます。経営再開の有無にかかわらず支払われます。
- 交付申請に基づき互助金が支払われます。
ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には、互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

加入手続き

- 加入を希望する生産者（加入申込者）は、「家畜防疫互助金交付契約申込書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を（一社）日本養鶏協会又は、道府県養鶏協会等（以下、養鶏協会等）に提出します。
- 申込みを受けた養鶏協会等は、交付契約書を締結し生産者積立金の支払いを請求します。
加入申込者は（一社）日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付します。
- 生産者積立金を納付した日から契約の効力が生じます。

1戸あたりの積立金は？

鶏の家族型
(飼養羽数：
2万羽の場合)

区 分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
採卵鶏（成鶏120日齢超）	4.5円	×	20,000羽	=	90,000円
肉用鶏	0.1円	×	20,000羽	=	2,000円

鶏の企業型
(飼養羽数：
40万羽の場合)

区 分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
採卵鶏（成鶏120日齢超）	5.5円	×	400,000羽	=	2,200,000円
肉用鶏	0.2円	×	400,000羽	=	80,000円

うずら
(飼養羽数：
10万羽の場合)

積立金単価（5羽あたり）	×	羽 数	=	積立金合計
5.0円	×	(100,000羽÷5羽)	=	100,000円

急いではいらなくっちゃ!!





私どもに
お問い合わせ下さい!!

道府県の養鶏協会等
お問い合わせ先一覧

団体名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道養鶏会議	060-0004	札幌市中央区北四条西一丁目1 北農ビル13階 (一社)北海道酪農畜産会内	011-209-8553
青森県養鶏協会	030-0847	青森市東大野2-1-15 農協会館内	017-729-8799
岩手県養鶏協会	020-0024	盛岡市菜園1-3-6 農林会館内	019-654-7050
宮城県養鶏協会	980-0012	仙台市青葉区錦町1-6-25 宮酪会館3階	022-222-2416
秋田県養鶏協会	010-0001	秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館内	018-836-7435
山形県養鶏協会	990-0042	山形市七日町3-1-16 JAビル 山形県畜産協会内	023-634-8167
福島県養鶏協会	960-8044	福島市早稲町8-3 和牛会館1F	024-521-1764
茨城県養鶏協会	310-0022	水戸市梅香1-2-56 (一社)茨城県畜産会館内	029-231-7501
栃木県養鶏協会	321-0905	宇都宮市平出工業団地6-7 栃木県畜産会館内 (公社)栃木県畜産協会内	028-664-3633
群馬県養鶏協会	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県農協ビル6階 (公社)群馬県畜産協会内	027-220-2371
埼玉県養鶏協会	360-0102	熊谷市須賀広784 (一社)埼玉県畜産会内	048-536-5281
(一社)千葉県農業協会養鶏部会	260-0013	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル7F	043-222-9400
(一社)神奈川県畜産会養鶏部会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3 神奈川県畜産センター内	045-761-4191
山梨県養鶏協会	400-0034	甲府市宝1-21-20 (一社)山梨県配合飼料価格安定基金協会内	055-228-7320
長野県養鶏協会	380-8570	長野市南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階 長野県農業会議内	026-234-6871
新潟県養鶏協会	959-1604	五泉市論瀬6363 キムラファーム内	0250-43-4036
富山県養鶏協会	930-0901	富山市手屋3-10-15 県獣医畜産会館 (一社)富山県配合飼料価格安定基金協会内	076-451-1789
石川県養鶏協会	920-0362	金沢市古府1-217 (公社)石川県畜産協会内	076-287-3635
福井県養鶏協会	910-0005	福井市大手3-2-18 (一社)福井県畜産協会内	0776-27-8228
静岡県養鶏協会	420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3 静岡県獣医畜産会館内	054-274-0005
岐阜県養鶏協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	058-273-9205
(一社)愛知県養鶏協会	440-0858	豊橋市つつじが丘3-4-1 豊橋市養鶏農業協同組合内	053-261-3185
三重県養鶏協会	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館1階 (一社)三重県畜産協会内	059-213-7513
滋賀県養鶏協会	523-0896	近江八幡市鷹飼北4-12-2 八幡本部内	0748-33-4345
京都府養鶏協会	601-8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館 (公社)京都府畜産振興協会内	075-681-4280
奈良県養鶏農業協同組合	639-1122	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内	0743-59-0234
和歌山県養鶏協会	640-8585	和歌山市小松原通1-1 県庁畜産課内	073-441-2923
兵庫県養鶏協会	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館7階 (公社)兵庫県畜産協会内	078-381-9368
鳥取県養鶏協会	680-8570	鳥取市東町1-220 県庁畜産課内	0857-26-7831
島根県養鶏協会	690-0887	松江市殿町19-1 島根JAビル (公社)島根県畜産振興協会内	0852-31-3609
岡山県養鶏協会	700-0015	岡山市北区京山2-5-1	086-252-2131
(一社)広島県養鶏協会	732-0828	広島市南区京橋町1-23 三井生命広島駅前ビル7階	082-264-1468
山口県養鶏協会	753-8501	山口市滝町1-1 県庁 畜産振興課内	083-933-3436
徳島県養鶏協会	770-8570	徳島市万代町1-1 県庁 畜産課内	088-621-2420
香川県養鶏協会	760-0023	高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビル6階 (公社)香川県畜産協会内	087-825-0824
愛媛県養鶏協会	790-0003	松山市三番町4-4-7 松山建設会館4階 (公社)愛媛県畜産協会内	089-948-5368
高知県養鶏協会	783-0053	南国市国分1305-5	088-862-0135
福岡県養鶏協会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎6階	092-409-9083
佐賀県養鶏協会	840-0803	佐賀市栄町2-1 佐賀県JA会館内	0952-24-7121
長崎県養鶏協会	850-0862	長崎市出島町10-15 日新ビル	095-825-4575
熊本県養鶏協会	861-1103	合志市野々島4393-190 熊本県養鶏農業協同組合内	096-242-3131
大分県養鶏協会	870-0844	大分県古国分1220 (公社)大分県畜産協会内	097-545-6593
(一社)宮崎県養鶏協会	880-0806	宮崎市広島1-13-10 宮崎県畜産会館内	0985-29-4375
鹿児島県養鶏協会	890-0065	鹿児島市郡元3-3-32 鹿児島県獣医師会館内	099-812-8850
沖縄県養鶏協会	900-0023	那覇市楚辺2-33-18 JA会館 沖縄県農業協同組合畜産部内	098-831-5170

または下記までお問い合わせ下さい。

(一社)日本食鳥協会 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-9-7 RECビル 7階 TEL: 03-5833-1029
 (一社)日本種鶏卵協会 〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館 4階 TEL: 03-3297-5512